平成１９年（フ）第１４６号
新潟県村上市寒川384番地２
債務者　波多野敏昭
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８７号
新潟県新発田市荒川5922番地
債務者　五十嵐マツイ
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８８号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄210番地
債務者　長谷川摩衣
１　決定年月日時　平成21年８月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３３８号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根字大石亀2063番地10
債務者　森　　満徳
１　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４９１号
大阪市住吉区山之内３丁目８番30―210号
債務者　山本　一道
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１６２号
大阪府守口市八雲東町２丁目20番11―303号
債務者　西原　寿恵（旧姓治田）
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５９１号
大阪府枚方市津田北町２丁目36番11号
債務者　中道　一彦
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６２号
大阪市生野区生野西４丁目13番８号
債務者　天春　雅博
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７７７号
大阪市西淀川区出来島２丁目９番７号
債務者　新垣恵美子
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７９７号
大阪市平野区加美東６丁目３番１―601号
債務者　村川　一喜
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１０号
大阪府吹田市山手町４丁目25番12号
債務者　大森　良孝
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５６号
大阪府高槻市昭和台町１丁目２番２号
債務者　大森　輝紀
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９４号
大阪府寝屋川市日之出町18番12号
債務者　東條万里子
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７１２号
大阪府茨木市中穂積２丁目４番19号
債務者　岸　ますみ
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７２号
大阪府守口市梅園町２番30―602号
債務者　中村日出子
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１９号
大阪府吹田市垂水町１丁目21番17号
債務者　大野　雅子
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６００１号
大阪市平野区加美鞍作３－１－５―506号室、住民票上の住所大阪市平野区加美東３丁目６番１―609号
債務者　池田晃一郎
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０３７号
大阪府枚方市池之宮２丁目11番38号
債務者　熊野憲一郎
１　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部